

伊勢崎市立境北中学校 部活動方針

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 現行の設置部(運動部 9 部活、文化部 1 部活)

- | | | | | | |
|----------|------|----------|------|------------|------|
| ①軟式野球部 | (男女) | ②ソフトボール部 | (女子) | ③バスケットボール部 | (男子) |
| ④バレーボール部 | (女子) | ⑤卓球部 | (男子) | ⑥卓球部 | (女子) |
| ⑦ソフトテニス部 | (男子) | ⑧ソフトテニス部 | (女子) | ⑨サッカー部 | (男女) |
| ⑩美術部 | (男女) | | | | |

※それぞれ顧問教師 1 名以上、生徒に部長（1 名）、副部長（2 名以内）を置く。

(2) 活動日及び活動時間について

①週当たりの休養日の設定

- ・週 2 日以上（平日に 1 日と土・日曜日のいずれか 1 日は必須）の休養日を設定する。
- ・部活動は原則、1 週間に 5 / 9 コマとする。(※1)

※1 1 週間に部活動を行うことができる時間をコマで数える。1 週間の全コマ数は、平日の 5 コマと土日の 4 コマ(午前と午後を区別)で 9 コマとし、そのうち、1 週間で 5 コマ相当分、部活動を行うことを原則とするということ。

※ 詳細は各部活動ごとの活動計画による。

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日の設定

- ・土・日曜日は休養日とする。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

※詳細は各部活動ごとの活動計画による。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③活動時間・下校時間

- ・合理的かつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では 2 時間程度で練習を終える。
- ・学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3 時間程度で活動を終える。
- ・「市新人大会終了までの期間」「県大会出場部活動」は、18:00 まで延長できる。

活動期間	終了時間	下校時間
4 月～7 月	17:45	18:00
8 月	別に定める	
9 月	17:45	18:00
10 月	17:15	17:30
11 月～1 月	16:45	17:00
2 月～3 月	17:15	17:30

④朝練習

- ・原則として行わない。

⑤学校行事等に伴う部活動中止と実施時の見回り

○部活中止

- ・職員会議及び校内研修日は部活中止とする。
- ・小中避難訓練、体育大会(前日・当日)、文化祭、卒業式(前日・当日)については、部活動を中止とする。
- ・定期テストについては、中間テストは実施3日前から、期末テストは5日前から中止とする。
※部活動中止期間中、もしくはテスト終了直後にある大会等に参加する場合は、協議により部活動を行うことができる場合もある。尚、その旨を保護者に同意を得る。実施決定した場合は、全職員に連絡する。

○見回りによる部活動実施

- ・顧問総会、面談期間中 等

○その他

- ・始業式、終業式等は、一度帰宅して時間指定により再登校して活動する場合がある。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 部によっては、必要に応じて保護者会が必要経費を徴収する場合もある。

4 部活動への入部・退部

希望入部制ではあるが、全生徒に入部を勧める。ただし、入部後、不適応な状況等が顕著に見られた場合は、顧問と担任が相談し、退部や転部を促す。

(1) 入部について

①部活動見学→仮入部→本入部の流れで決定する。

②「部活動カード」を全学年生徒が顧問に提出する。

[生徒(保護者)が記入→担任に印をもらう→担任が生徒に戻す→部活集会で顧問に提出]の流れで入部手続きを行う。また、1年生はカード裏面の個人情報公開(プログラム等)に関する「使用確認書」にも忘れずに記入する。尚、退部や転部を考えている生徒については、新年度を迎える前(年度末)に手続きを済ませておくことが望ましい。

③1年生は1学期を猶予期間とし、事情が認められれば、転部することも可能とする。

(2) 退部・転部について

①本人の申し出により顧問と担任がその旨を確認し、今後本人にとってより良い方向性を指導・助言して決定する。

②転部が決定した場合は、転部先を相談決定し、顧問にその旨を伝えて入部する。

③退部・転部の手続き

※退部＝退部届を顧問に提出して終了。

※転部＝退部届を顧問に提出→転部届を顧問に提出して入部完了。

尚、退部と転部の間を空けないために、できれば同日に行えることが望ましい。

(3) 休部・廃部・合同チーム

部の維持が困難な状況が予想される場合は、新入生説明会までに次年度の方向性及び結論を出しておく。

①総体終了後、部員が3名以下になった場合は、次年度以降の部員募集は行わない。なお、在籍している部員については転部を勧めるが、活動を続ける意思がある場合には、3年生の引退まで顧問をつけて活動を行う。その後、正式に廃部とする。

②2年続けて入部がなかった場合は、3年生の総体終了後「廃部」とする。

③団体競技では、総体終了後1・2年生の合計が出場登録数に満たない場合は、郡市競技部と相談の上、合同チームとして新人大会等に出場できる。※校内での選手補充も認める。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 その他

- (1) 練習を欠席するときや見学するときなどは、必ず顧問に連絡すること。顧問不在時には部長に連絡すること。
- (2) 駅伝練習、大会への参加については希望制とし、必ず本人・保護者の了承を得て2学期から活動を行う。また、出場登録人数に満たない場合には、市駅伝大会へは参加しない。
- (3) 設置部以外の競技については、引率教員の確保と生徒の安全性確保が困難になる恐れがあるため、中体連等の大会には参加しない。
- (4) 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者等を活用する場合がある。ただし、部活動は学校が計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。
- (5) 適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ・文化関係者、必要に応じて学校医等で部活動検討委員会を設置する。委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。なお、委員会の設置に当たっては、学校評議員会などを活用する。
- (6) 校外クラブチームに所属している生徒（クラブチームを優先する生徒）は、本校部活動に入部することができないこととする。

平成30年4月策定

平成31年4月改訂

令和2年4月改訂

令和3年3月改訂

令和4年3月改訂

令和6年3月改訂

令和7年3月改訂